

高等職業訓練促進給付金のご案内

就職に有利な資格取得を支援し、養成訓練受講期間の生活の負担軽減を図るため、給付金を支給します！

所得要件緩和・対象期間緩和及び訓練資格拡充の恒久化

見直し前

児童扶養手当受給相当の
所得要件

緩和

見直し後

所得制限水準を超過しても
1年に限り受給可

1年以上の訓練等

緩和
(恒久化)

6月以上の訓練等

看護師、保育士等
の国家資格

拡充
(恒久化)

デジタル分野等の
民間資格※1も対象に

※1 シスコシステムズ認定資格（CCNP等）
LPI認定資格（LPIC等）等

支給内容などはこちら

対象者

次のいずれにも該当するひとり親の方（事前に相談が必要です。）

- ①児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準にある方
（所得制限水準を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象者とする。）
- ②養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得等が見込まれる方
- ③過去に当該給付金を受給していない方

対象資格

養成機関において6月以上修業し、就職の際に有利となる資格

（例）看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師等の国家資格や、**デジタル分野等の民間資格等**教育訓練給付の対象資格※2（一部を除く）

※2 教育訓練給付の対象資格

在職中の方、または、原則、離職後1年以内の方で、雇用保険の被保険者期間が3年以上（初めて教育訓練給付を受給する場合は、専門実践教育訓練であれば2年以上、それ以外の訓練であれば1年以上）の方が対象の、厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練給付指定講座の資格、特定一般教育訓練給付指定講座の資格及び一般教育訓練給付指定講座の資格

※高等職業訓練促進給付金の一般教育訓練給付指定講座の対象資格は、情報関係の資格のみ

■詳細は最寄りのハローワークまでお問い合わせください。

支給内容

訓練期間中、月額**10万円**（住民税課税世帯は月額70,500円）

※修学期間の最後の1年間に限り支給額を**4万円**加算